

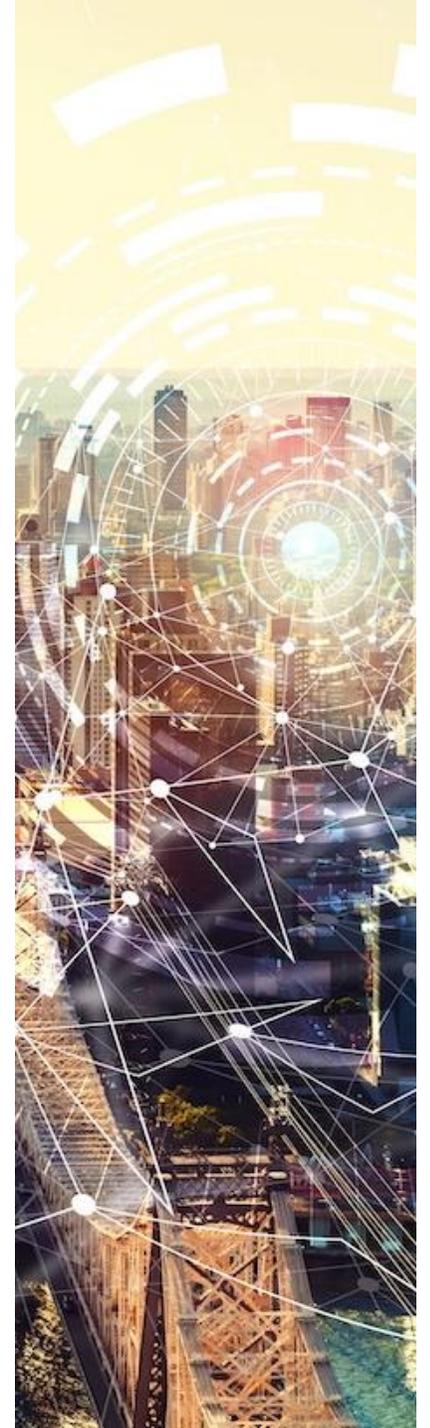
EUオブザーバトリー研究計画（2022-2023年度）に関する調査

Expert group for the EU Observatory on the online platform economy: Concept note

2022年7月28日

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-2
大手町フィナンシャルシティ グランキューブ
株式会社野村総合研究所

ICTメディアコンサルティング部



本資料の位置づけ

概要

■ EUオブザーバトリー研究計画（Concept note）：

- EUオンラインプラットフォーム経済オブザーバトリー専門家グループによる2022年度から2023年度の研究概要を示す8つのConcept noteである。
- 各Concept noteには、以下の3点が簡潔に整理されている。
 - ・ 1) 政策状況
 - ・ 2) 研究・政策課題
 - ・ 3) 専門家グループが採用した研究方法
- 本研究概要は、2021年6月29日に開催された専門家グループの第2回会合で採択された作業計画に従って作成された。

■ 本資料：

- Concept Noteについて、以下2点を中心に整理した。
 - ・ 1. 政策的背景
(Policy Context)
 - ・ 2. 研究及び政策上の問い & 手法
(Research/Policy questions and methodology)
- 特に以下2つのワークストリームは、本研究会对して有益なインプットになると考えられるため、詳細に分析した。
 - ・ 2. プラットフォームのインフラ的支配力
(Infrastructural Power of Platforms)
 - ・ 4. プラットフォームガバナンス
(Platform Governance)

ワークストリーム（WS：Work Stream）

- 1 Online advertising
- 2 **Infrastructural Power of Platforms**
- 3 Innovation workshop series
- 3 Innovation
- 4 **Platform Governance**
- 5 Algorithmic Discrimination in Platform Economy
- 6 Use of platforms technologies (big data and AI) in autocratic countries
- 7 Oversight and enforcement
- 8 Contribution to Evaluation of P2B Regulation

1. プラットフォーム規制のアプローチ ～経済的シナリオ、社会的シナリオ、新たなるインフラアプローチ

■ 2. プラットフォーム・ガバナンス

■ 3. 各コンセプトノートのサマリー

■ (参考1) EUのオンライン・プラットフォーム経済監視委員会の概要及び活動状況

■ (参考2) 各コンセプトノートの内容

プラットフォーム規制に関する政策は「経済面」と「社会面」の2つの枠組みに集約されてきた。

概要

枠組みが反映されている プラットフォーム規制

経済的シナリオ

- デジタルプラットフォームの台頭は、主に事後の競争政策と事前の経済規制の観点から議論されていることから、「プラットフォームの支配力（platform power）」は市場支配力（market power）と同一視される。
- プラットフォームは、デジタル市場へのアクセスを制御するゲートキーパーと言われることから、競争政策の見直し、経済規制の追加、あるいはその両方が解決策として模索されている。

- デジタル市場法「デジタル分野における競争可能で公正な市場を確保する」（第1条（1））

社会的シナリオ

- 「プラットフォームの支配力」は、サードパーティコンテンツのコンテンツモデレーター、キュレーター、アンプとしてのデジタルプラットフォームの役割と密接に関連。
- この観点から、プラットフォーム規制は、主にサードパーティのコンテンツに対するプラットフォームの責任と、さまざまな種類の違法コンテンツのオンラインでの可用性と配布に対処することによって、安全で予測可能な信頼できるオンライン環境を確保することを目的としたプラットフォームのデューデリジェンス義務に関するものである。

- デジタルサービス法「オンライン仲介業者の条件付き責任免除とデューデリジェンス義務に関する調和ルールの確立を目指す」（第1条（1））

考察

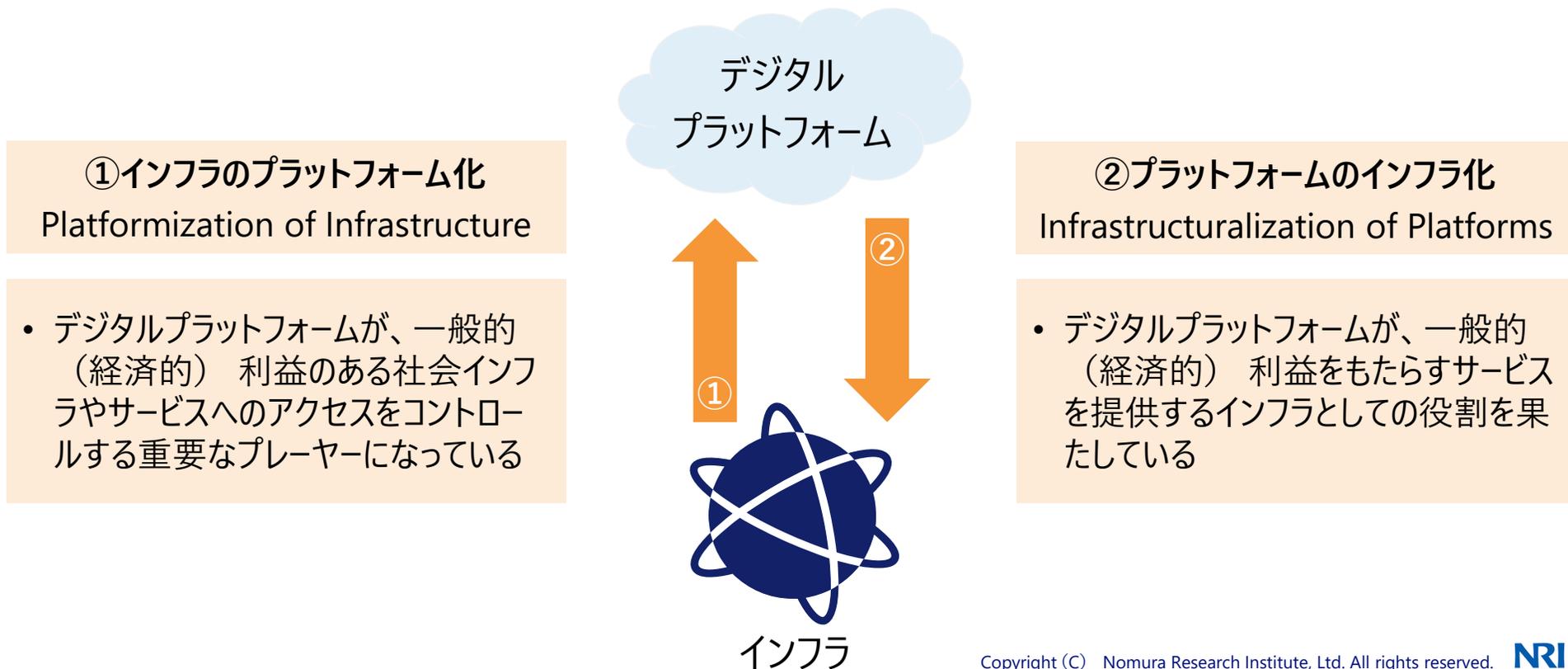
- 経済的シナリオおよび社会的シナリオは、新たな「プラットフォーム社会」（Van Dijck et al.2018）のための規制枠組みの近代化に向けた重要なステップであるが、**上記の政策議論の枠組みはあまりにも狭く、経済と社会の「プラットフォーム化」を完全に反映していないといえる。**

Work stream 2: Infrastructural Power of Platforms : プラットフォームをインフラとして捉えた規制の考え方

プラットフォームの支配力は経済的な市場支配力に留まらず、公共交通、医療、教育など、公共政策や社会インフラの分野にまで影響力を拡大している。

- EUオンラインプラットフォーム経済オブザーバトリーの専門家グループは、報告書“Uncovering blindspots in the policy debate on platform power” (Busch & Graef et al.2021) の中で「プラットフォームの支配力は単なる市場支配力以上のものだ」とし、特に、「大規模なデジタルプラットフォームは、公共交通、医療、教育など、公共政策や社会インフラを考慮する分野に影響力を拡大している」と強調。ここから、EUオンラインプラットフォーム経済オブザーバトリーではプラットフォーム規制は、競争、経済規制、安全なオンライン環境の確保だけでなく、インフラ政策の問題と捉えていることがわかる。

Work stream 2: Infrastructural Power of Platformsで提唱された概念



本レポートでは、以下の4つのリサーチクエストが設定されている。

- インフラストラクチャの観点からプラットフォームの支配力を分析する最近の研究（Rahman 2018; Plantin et al 2021; Busch 2021など参照）に基づき、以下の4つのリサーチクエストに焦点を当てる。

| | | |
|--------------|---|---|
| リサーチ クエスト | 1 | 一般向けデジタルサービスの領域で、デジタルプラットフォームはどのような役割を果たしているのか |
| | 2 | デジタルプラットフォームは、どの程度デジタル社会のインフラとして発展しているのか |
| | 3 | 国内及び欧州レベルで、これまで追求されてきた規制戦略は、デジタルプラットフォームのインフラとしての機能や、一般消費者向けのデジタルサービス分野におけるその役割をどの程度考慮しているか |
| | 4 | デジタルプラットフォームのインフラとしての力と一般向けデジタルサービスの分野での役割に取り組む上で、各国と欧州の規制は、それぞれどのような役割を果たすことができるか |

本レポートで示された研究のステップは以下の通り。

1. 経済的利益をもたらすサービスのプラットフォーム化に関する考察

- ヘルスケア、教育、都市交通等の特定分野の「プラットフォーム化」がどのようなメカニズムで進行しているかを分析する。特に、これら分野において、デジタルプラットフォームが「既存のインフラを置き換えるのか、あるいは既存のインフラと調和するのか」を検証する（例：スマートフォンのアプリやウェアラブル機器のヘルスケアインフラアーキテクチャへの統合）

2. プラットフォームサービスのインフラ化を明らかにするマッピング作業

- プラットフォームサービスが、どの程度デジタル社会に不可欠な基盤サービスと考えられるか、特定のプラットフォームサービスのインフラ化に焦点を当てて考察する。（例：多数の民間および公共サービスの基盤となる地図作成インフラを提供するGoogle Mapsなどの情報、通信、商取引のインフラ）

3. 欧州および各国レベルでの既存の規制枠組みにおける、デジタルプラットフォームのインフラ的役割に関する考察

- 欧州および各国レベルにおける既存の規制の枠組みが、デジタルプラットフォームのインフラ的な役割をどの程度まで考慮しているか、特にヘルスケア、教育、交通などの分野におけるセクター固有の規制が、これら \oplus セクターのプラットフォーム化の進展によって引き起こされるリスクに、すでに対処しているかどうかを考察する。
- プラットフォームのインフラ的役割に対処するために、どのような政策ツールが適しているかを明らかにする。（例：ユニバーサルサービス義務、公平で合理的なアクセス要件）

- 1. プラットフォーム規制のアプローチ
～経済的シナリオ、社会的シナリオ、新たなるインフラアプローチ

2. プラットフォーム・ガバナンス

- 3. 各コンセプトノートのサマリー
- (参考1) EUのオンライン・プラットフォーム経済監視委員会の概要及び活動状況
- (参考2) 各コンセプトノートの内容

現状のプラットフォーム規制にプラットフォームをガバナンスする視点が含まれていないことを指摘。

| | | |
|---------------|----|--|
| 現状のプラットフォーム規制 | 目的 | <ul style="list-style-type: none"> 公正・安全で競争可能なデジタル市場を目指すプラットフォーム規制 |
| | 特徴 | <ul style="list-style-type: none"> 経済的または社会的に悪影響があると考えられる負の副作用を是正する プラットフォームの意思決定メカニズムを規制する |
| | 例 | <ul style="list-style-type: none"> オンライン仲介サービスの公正性・透明性の促進に関するEU2019/1150（P2B規則）、デジタルサービス法（DSA）案、デジタル市場法（DMA）案 |

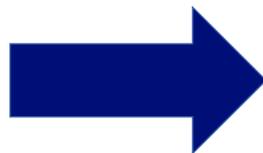


| | |
|----|--|
| 考察 | <ul style="list-style-type: none"> プラットフォームガバナンス固有の特性を考慮した規制となっていない <ul style="list-style-type: none"> -プラットフォームは技術インフラを通じて調整するパートナーとユーザーのエコシステムと共同で価値を生み出すという点で、企業とは異なる組織である。しかし、現状の規制は、プラットフォームガバナンスのメカニズム固有の特性を考慮していない。コーポレートガバナンスの原則は存在するが、プラットフォームに対する法的拘束力のある原則は存在しない。 エンドユーザーを考慮した規制となっていない <ul style="list-style-type: none"> -エンドユーザーはプラットフォームの共同プロデューサーと見なされておらず、特に契約上の観点から、個人データやプラットフォーム利用データを提供する場合を含めて、エンドユーザーが考慮されることは稀である。これらのガバナンスルールはプラットフォームごとに大きく異なり、プラットフォームの決定に従って変化するが、ユーザーはその決定に対して反対する権利を持たない。 |
|----|--|

プラットフォームの時代は水平的かつイノベーション主導であり、ステークホルダーの優越性を強調するコーポレートガバナンスは機能しないため、「プラットフォームガバナンス」が必要である。

コーポレートガバナンス

大企業が経済成長の
主要な原動力だった時代



プラットフォームガバナンス

水平的でイノベーション主導の
プラットフォームの時代

特徴

株主をはじめとする
企業の経済的、法的所有者
の「優位性」を強調

デジタルプラットフォームに関わる
幅広い主体の利害の均衡

考慮
すべき事項

株主の利益

補完者（Complementors :
利用事業者等を含む）と
ユーザーの利益

「プラットフォームガバナンス」はデジタルプラットフォームに関わる幅広い主体（補完者とユーザー）における利害の均衡を保つことが可能。

プラットフォームガバナンスの特徴・考慮すべき事項の詳細

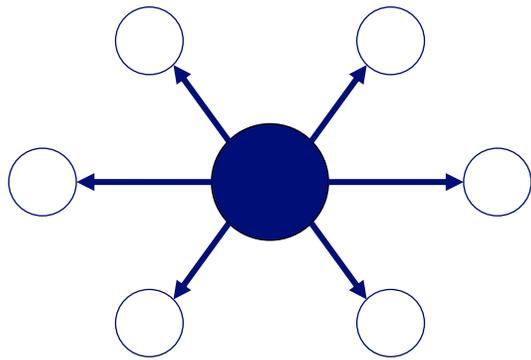
詳細

| | | |
|----------------|---|--|
| 特徴 | デジタルプラットフォームに関わる幅広い主体の利害の均衡 | <ul style="list-style-type: none">プラットフォームは、サイド（Gawer, 2009）と呼ばれる2つ以上の異なるターゲットグループ（Tiwana, 2014）でエコシステムを引き付け、調整する必要がある。したがって、適切な設計と適切なガバナンスの概念は、すべての利害関係者と成功するプラットフォームを調整するための鍵となる（Smedlund& Faghankhani, 2015）。 |
| 考慮すべき事項 | 補完者（Complementors : 利用事業者等を含む）とユーザーの利益 | <ul style="list-style-type: none">効果的なプラットフォームガバナンスの原則では、ユーザーの決定権とプラットフォーム所有者の決定権を支配する両方の原則を含める必要がある。一般的に、ユーザーの権利は制限されており、エンドユーザーが常に理解できるとは限らない「契約条件」文書に形式化されているため、ユーザーの権利は弱くなる。 |

Work stream 4: Platform Governance : プラットフォームガバナンスの課題と今後の研究の方向性

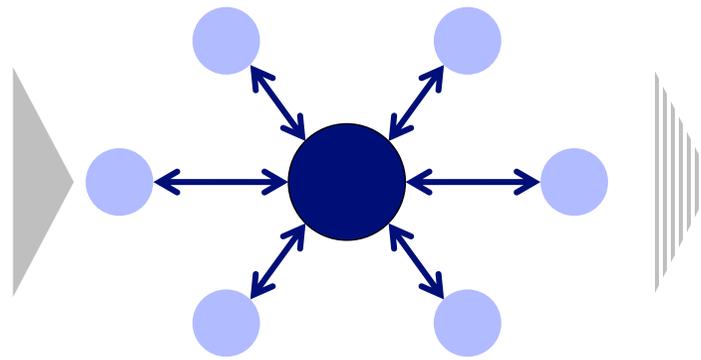
プラットフォームガバナンスのメカニズムに係る実際の3つの枠組み（中央集権型・協同組合型・デジタル自律型）の実態を把握し、オンラインプラットフォームのバランスの取れたガバナンス原則を検討する。

プラットフォームガバナンスのメカニズムに係る実際の3つの枠組み



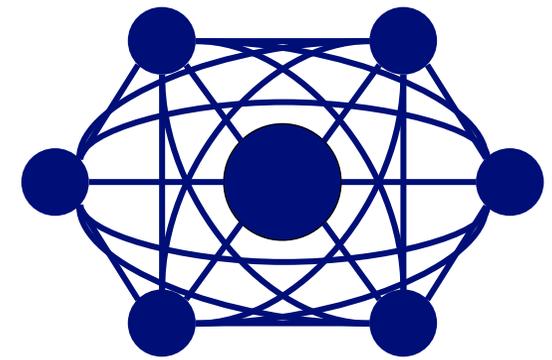
中央集権型プラットフォーム
centralized platform

既存のプラットフォーム



協同組合型プラットフォーム
cooperativism platform

プラットフォーム協同主義（プラットフォームのユーザーの権利をリバランスするガバナンスの枠組み）に基づくプラットフォーム



デジタル自律型プラットフォーム
Digital autonomous platform

ブロックチェーン上のスマートコントラクトに基づくDAO（分散型自律組織）型形をとるユーザー志向のプラットフォーム

- 1. プラットフォーム規制のアプローチ
～経済的シナリオ、社会的シナリオ、新たなるインフラアプローチ

- 2. プラットフォーム・ガバナンス

3. 各コンセプトノートのサマリー

- (参考1) EUのオンライン・プラットフォーム経済監視委員会の概要及び活動状況

- (参考2) 各コンセプトノートの内容

(参考) 各コンセプトノートサマリー

| コンセプトノート | 概要 | リサーチクエスト |
|---|--|--|
| <p>1. インターネット広告 Online advertising</p> | <ul style="list-style-type: none"> インターネット広告は、デジタルエコノミーの主要な構成要素の一つである。従って、広告収入により運営されているデジタルプラットフォームにおける確固とした競争とデータプライバシーの機能の状況について評価する取組を各国の規制当局は加速させている。 EUには、インターネット広告に特化した単一の規制は存在しない。 上記の状況に鑑み、より良いデータフロー、プライバシーとデータの相互作用及び広告ビジネスモデルに対する代替案を検討する調査を予定している。 | <ul style="list-style-type: none"> より良いデータフロー及びプライバシーとデータの相互作用を理解すること 広告ベースのビジネスモデルや社会の代替案を検討すること |
| <p>2. プラットフォームの インフラ的支配力 Infrastructural Power of Platforms</p> | <ul style="list-style-type: none"> プラットフォームの支配力は経済的な市場支配力に留まらず、公共交通、医療、教育など、公共政策や社会インフラの分野にまで影響力を拡大しており、以下の観点からデジタルサービスの役割や各国・欧州の規制でどのような役割を果たすのかについて調査を行う。 <ul style="list-style-type: none"> インフラストラクチャのプラットフォーム化 ("platformization of infrastructure") プラットフォームのインフラ化 ("infrastructuralization of platforms") | <ul style="list-style-type: none"> デジタルサービスの分野において、デジタルプラットフォームはどのような役割を果たすのか デジタルプラットフォームは、デジタル社会のインフラとしてどの程度発展しているのか 国内や欧州規制におけるこれまでの規制戦略は、デジタルプラットフォームのインフラ機能やデジタルサービスの分野におけるプラットフォームの役割をどの程度考慮しているのか デジタルプラットフォームのインフラとしての支配力に対処するうえで、国内と欧州の規制における役割とデジタルサービスの分野における役割は、それぞれ何か |

(参考) 各コンセプトノートサマリー

| コンセプトノート | 概要 | リサーチクエスト |
|--|--|--|
| <p>3. イノベーションワーク ショップ Innovation workshop series</p> | <ul style="list-style-type: none"> EU域内のイノベーションを促進するため、EUは“innovation union”という構想を打ち出しており、関連して以下のワークショップの開催を検討している。 <ol style="list-style-type: none"> VCが注目するイノベーション開発： ベンチャーキャピタリストとの議論 プラットフォーム化： イノベーター & アダプター双方を活用した新しいビジネスモデルとは ARとメタバース： 何が起きるか | <ul style="list-style-type: none"> プラットフォーム経済において、異なるタイプのイノベーション（持続的イノベーションと破壊的イノベーション）はどのように起こるのか、セクター間の主要な共通点と相違点は何か プラットフォーム経済に必要とされる主要なイノベーションに係るケイパビリティは何か EUの、どの政策がプラットフォーム経済におけるイノベーションを刺激しうるか 等 |
| <p>3. イノベーション Innovation</p> | <ul style="list-style-type: none"> 農業におけるデジタルプラットフォームの活用がもたらす法的・経済的課題の分析を目的として事例研究を行う。 現状分析として、農業データプラットフォームとデータの囲い込みを調査し、ガバナンス・ストラクチャーとしてのプラットフォーム（platformization）のビジネスモデル及び農業事業者への影響を理解する。 その上、主なステークホルダー及び社会全体の便益となるよう現状改善のための施策を検討する。 | <ul style="list-style-type: none"> 農業におけるデジタルプラットフォームの主要なビジネスモデルとは 農業デジタルプラットフォームにおいて、データがもたらす問題とは何か AIはデジタルプラットフォームにどのような影響を与えるのか |

(参考) 各コンセプトノートサマリー

| コンセプトノート | 概要 | リサーチクエスト |
|--|---|--|
| <p>4. プラットフォーム ガバナンス Platform Governance</p> | <ul style="list-style-type: none"> 効果的なプラットフォームガバナンスには、既存のコーポレートガバナンスの枠にとらわれず、ユーザーとプラットフォーム所有者の決定権（decision rights）の両方を含める必要がある。具体的には、役割、決定権、組織のオープン性とコントロール、境界リソースとドキュメント、価値の分配、データの権利、所有権が含まれる。 | <ul style="list-style-type: none"> プラットフォームガバナンスのメカニズムに係るフレームワークの実態を把握すること <ul style="list-style-type: none"> ○中央集権型プラットフォーム（centralized platform） ○協同組合型プラットフォーム（cooperativism platform） ○デジタル自律型プラットフォーム（digital autonomous platform） オンラインプラットフォームのバランスの取れたガバナンス原則を検討すること |
| <p>5. プラットフォーム 経済におけるアルゴ リズムによる差別 Algorithmic Discrimination in Platform Economy</p> | <ul style="list-style-type: none"> オンラインプラットフォームにおけるコンテンツ適正化のアルゴリズムが、特定の集団を対象とする場合には差別的に機能し、基本的権利を侵害する可能性を指摘。 アルゴリズムのシステムは、技術的なパフォーマンスだけでなく、人的介入等の社会的要素が関連するため、アルゴリズムの設計や検査に加えてシステムの利用を含めたガバナンスが必要。 | <ul style="list-style-type: none"> プラットフォームにおけるアルゴリズムを用いたコンテンツ適正化についての事実を確認し、差別の実態を把握すること デジタルサービス法（DSA）案において超大型オンラインプラットフォームに義務付けられたアルゴリズムのリスク軽減策について、評価するためのパラメータを特定すること |

(参考) 各コンセプトノートサマリー

| コンセプトノート | 概要 | リサーチクエスト |
|--|--|---|
| <p>6. 独裁国家におけるプラットフォーム技術（ビッグデータやAI）の利用 Use of platforms technologies (big data and AI) in autocratic countries</p> | <ul style="list-style-type: none"> プラットフォーム技術により、有権者のマイクロターゲティングや政治的な言説の発信者の身元の秘匿が可能になったため、偽情報の拡散、エコーチェンバー形成、政治的二極化の増大を促し、政治の領域にも影響を及ぼしている。 技術的に最も進んだ独裁国家である中国の動向を注視する予定であり、民主主義国家との比較を踏まえ、中国においてプラットフォーム技術がどのように利用されているか等について調査する必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> 中国ではプラットフォーム技術がどのように利用されているか（民主主義国家とは異なるのか） これらのプラットフォーム技術の利用において民間企業と比較し、国家はどのような役割を担っているか 国家による民間デジタルプラットフォーム（および、その技術）の規則 <ul style="list-style-type: none"> ○誰/どのような政府当局が、どのような規制を設けているのか ○誰が執行を監視するのか ○主要なルールは何か、規制の背後にある包括的な考え/正当性は何か ○スーパーアプリ（super apps）及び、それらを管理する企業の役割とは何か 等 政府機関によるプラットフォーム技術の利用 <ul style="list-style-type: none"> ○公的機関や国有企業は、プラットフォーム技術をどのように利用し、市民の監視や法執行の強制を支援するのか ○多数の個人情報をもどのようにリアルタイムに収集し、多様なデータソースを誰が組み合わせ管理するのか 等 |
| <p>7. 監視と法執行 Oversight and enforcement</p> | <ul style="list-style-type: none"> 規制当局とプラットフォーム間の情報や力の非対称により、効果的な監督や法執行なしには新規立法の効果が低減する恐れがある。 制度間のシナジー強化と衝突回避、国内外の規制当局間の協力を促す制度設計、領域ごとの最適な執行方法の選択、技術を用いたガバナンスの検討により、効率化が可能である。 | <ul style="list-style-type: none"> 並行して適用される異なる法制度の間におけるシナジーを強化し、衝突を防ぐ方法を探る EUと各国当局、専門性の異なる当局間での協力を効率化するための制度設計の在り方を探る 特定領域における様々な執行方法について、強みと弱みを比較衡量する 市場の監視や執行における行動科学やデータサイエンスが果たす役割を検討する |

(参考) 各コンセプトノートサマリ

| コンセプトノート | 概要 | リサーチクエスト |
|--|---|---|
| 8. P2B規則の評価への寄与 Contribution to Evaluation of P2B Regulation | <ul style="list-style-type: none">• P2B規則を適切に評価する上で、同規則の認知度の向上や他の関連規則との間の法執行レベルでの一貫性の確保、同規則における自主規制と共同規制の役割の分析が必要である。 | <ul style="list-style-type: none">• 零細・中小企業を含むオンラインプラットフォームの利用事業者の権利意識を高める手法を探ること• P2B規則と他の関連法制の双方向性を確保し、特定課題に対する一貫性の度合いを評価すること• P2B規則における自主規制と共同規制の役割を分析し、適切な行動規範の内容や実施状況を評価すること |

- 1. プラットフォーム規制のアプローチ
～経済的シナリオ、社会的シナリオ、新たなるインフラアプローチ

- 2. プラットフォーム・ガバナンス

- 3. 各コンセプトノートのサマリー

(参考1) EUのオンライン・プラットフォーム経済監視委員会の概要及び活動状況

- (参考2) 各コンセプトノートの内容

EUのオンラインプラットフォーム経済オブザーバトリー

- 欧州委員会は、2018年4月、オンライン・プラットフォーム経済監視委員会（Observatory on the Online Platform Economy）の設立を発表。2018年10月より始動。
- 法学、経済学、情報工学、システム論等の専門家15名により構成。DG CONNECTの管轄下で、欧州委員会の委託を受けて調査・検討を行う（アドバイスに拘束力はない）。
- 目的：
 - ①政策立案のための的確な情報分析のため、オンライン・プラットフォーム経済の発展を監視
 - ②競争法等の既存ツールでは十分に対処できない場合の政策手段を下支え

第2期メンバー（Feb 2021 – Jan 2023）

| 氏名 | 所属 | 専門分野 |
|--|--------------------------|--------------------------|
| Christoph Busch★ | オスナブリュック大学（独） | 消費者法、サービス標準化 |
| Céline Castets-Renard | オタワ大学（加） | AI、デジタル法と規制 |
| Alexandre de Stree（座長） | ナミュール大学（白）、欧州規制センター局長 | デジタル産業の規制、競争政策 |
| Francesco Decarolis | ボッコニ大学（伊） | 経済学（産業組織論、医療経済学） |
| Inge Graef★ | ティルブルフ大学（蘭） | デジタルエコミーにおける競争の執行、ネット中立性 |
| Henri Isaac | パリ・ドーフイン大学（仏）、デジタルルネッサンス | デジタル分野の経営学 |
| Doh-Shin Jeon★ | トゥールーズ経済学院（仏） | 経済学（産業組織論） |
| Ulrich Laitenberger | テレコムパリ、パリ工科大学（仏） | データ・デジタルプラットフォームの経済学 |
| Christiana Markou | ヨーロッパ大学（キプロス） | 消費者保護、Eコマース |
| Pilar Montero | アリカンテ大学（西） | 知的財産、商法 |
| Aurélie Pols | マーストリヒト大学プライバシー欧州センター（蘭） | プライバシー |
| Jens Prüfer | ティルブルフ大学（蘭） | 経済学（産業組織論、イノベーション、メディア） |
| Teresa Rodríguez de las Heras Ballell★ | マドリード・カルロス三世大学（西） | デジタル法、商法 |
| Cristina Trenta | エレブルー大学（スウェーデン） | 税法、デジタル法 |
| Martin Žagar | ロチェスター工科大学クロアチア（クロアチア） | デジタル技術 |

注：★印は第1期からのメンバー 出所：https://ec.europa.eu/newsroom/dae/document.cfm?doc_id=76063

欧州のオンラインプラットフォーム経済オブザーバトリーによる報告書（第1期メンバーによる成果物）

- 2020年7月、オンラインプラットフォーム経済監視委員会（Observatory on the Online Platform Economy）は、プラットフォームに関する①計測・経済インディケータ、②差別的取扱い、③データに関する中間報告書を公表。9月8日までパブリック・コンサルテーションを実施。
- 2021年3月には、上記3つの最終報告に加え、④デジタル広告、⑤プラットフォームの支配力に関する政策上の論点について報告書を公表。

1. プラットフォームの計測・経済インディケータに関する報告

（Work Stream on Measurement & Economic Indicators）

- デジタルプラットフォームにおける取引量、サイズ、ビジネス・ユーザーの依存度等、デジタルプラットフォームの計測に有用と考えられる指標を挙げ、その長所と短所を比較。

2. プラットフォームによる差別的取扱いに関する報告（Work Stream on Differentiated Treatment）

- 「unfair」を、正当な理由なくビジネス・ユーザーに重大な不利益を与える行為と定義。これを明らかにするためのP2B規則の活用や、プラットフォームの有する情報に関する立証責任の転換について示唆。

3. プラットフォームのデータに関する報告（Work Stream on Data）

- プラットフォームにおけるデータの生成・収集・使用法は様々であり、データシェアに関するインセンティブ設計や営業秘密とのバランスなどについても、ケースバイケースで考える必要があると指摘。

4. デジタル広告に関するケーススタディ

（Market power and transparency in open display advertising – a case study）

5. プラットフォームの支配力に関する政策上の論点に関する留意点

（Uncovering blindspots in the policy debate on platform power）

欧州のオンラインプラットフォーム経済オブザーバトリーの下のコソシアムによる分析レポート

- オンラインプラットフォーム経済監視委員会によるモニタリングの企画立案をサポートするため、4つのシンクタンク（PPMI、Open Evidence、RAND Europe、German Economic Institute（IW））からなるコソシアムが、各種分析レポートを作成・公表している。

分析 1. Platform data access and secondary data sources（2020年9月、PPMI）

・プラットフォームのデータに対するアクセス及びデータブローカーに関する動向を調査

分析 2. Differentiated treatment of business users by online platforms（2020年9月、IW）

・ビジネスユーザーに対する差別的取り扱いの実態を調査（2019年アンケートの再集計等）

分析 3. Transparency in the business-to-business commercial relations in the online advertising market（2020年12月、Open Evidence）

・オンライン広告のB2B取引透明性に焦点を当て、業界構造・課題・解決策を調査

分析 4. Online platforms with significant/strategic market status（2020年12月、RAND Europe）

・強力な影響力を持つプラットフォームに対する規制方針を検討

分析 5. Business user and third-party access to online platform data（2020年12月、PPMI）

・デジタルプラットフォームによる第三者とのデータ共有に関する技術の現状を把握するため、Eコマース・オンラインツールズ・アプリストアを分析

分析 6. Structure of the online platform economy post COVID-19 outbreak（2021年1月、Open Evidence）

・COVID-19の危機がオンラインプラットフォーム経済の構造・行動に与えた影響について、各ステークホルダーへの調査に基づき考察

分析 7. Multi-homing: obstacles, opportunities, facilitating factors（2021年1月）

・プラットフォームの複数利用（マルチホーミング）に向けて現状と対策を整理

分析 8. Developments concerning B2B platforms and emerging cloud services（2021年3月、RAND Europe）

・BtoBプラットフォームやクラウドサービスの発展状況を分析

Monitoring of the implementation of Platform to Business Regulation（2021年1月、Open Evidence）

・プラットフォームと検索エンジンの利用規約のレビュー、ビジネスユーザーアンケート分析等により、P2B規則の実施状況をモニタリング

- 1. プラットフォーム規制のアプローチ
～経済的シナリオ、社会的シナリオ、新たなるインフラアプローチ
- 2. プラットフォーム・ガバナンス
- 3. 各コンセプトノートのサマリー
- (参考1) EUのオンライン・プラットフォーム経済監視委員会の概要及び活動状況
- (参考2) 各コンセプトノートの内容

Work stream 1: Online advertising (インターネット広告) ①

政策的 背景

- インターネット広告は、デジタルエコノミーの主要な構成要素の一つであり、主要な収入源である。従って、広告収入により運営されているデジタルプラットフォーム上で確固とした競争とデータプライバシーが機能しているかどうかを評価する為に、各国の規制当局は取組を加速させている。
- インターネット広告に関連するデジタルプラットフォームの影響が、経済や競争の領域に留まらず、社会や政治にまで波及する懸念が生じている。
- EUには、インターネット広告に特化した単一の規制はない。他方、検討中の複数の政策イニシアティブは、インターネット広告に影響を与える可能性がある。主要なイニシアティブは以下。

| # | 名称 | 公表時期等 |
|---|--|-------------------|
| 1 | The Platform to Business Regulation (P2B規則) | 2019年公表、2021年4月改訂 |
| 2 | The Digital Markets Act (デジタル市場法) | 2020年12月15日公表 |
| 3 | The Digital Service Act (デジタルサービス法) | 2020年12月15日公表 |
| 4 | The Digital Decade Communication (デジタルの10年コミュニケーション) | 2021年3月9日公表 |
| 5 | European Data Strategy (欧州データ戦略) | 2020年2月18日公表 |

- 上記の他に、2021年4月公表のArtificial Intelligence Act (AI規則案) や、その他いくつかの規制が、直接又は間接的に、インターネット広告に対して影響を与える可能性がある。

Work stream 1: Online advertising (インターネット広告) ②

| # | 名称 | 概要 |
|---|--|--|
| 1 | The Platform to Business Regulation (P2B規則) | <ul style="list-style-type: none"> • P2B規則は2019年7月に発効し、2021年4月に改定された。本規則は、中小企業や取引業者に対して、公正で透明性が高く予測可能なビジネス環境を構築することを目的とした史上初のルールである。デジタルプラットフォームは、2020年7月12日の同規則の適用開始前に、P2B規則に準拠することが求められていた。 • 本規則は、特に何百万の中小企業を念頭に置いて策定されている。なぜなら、中小企業の大多数は大手デジタルプラットフォームと争う程の交渉力を持ち合わせていないからである。中小企業が新たなセーフティネットを獲得し、デジタルプラットフォームからの無作為な排除や検索結果の表示順位の不透明性に係る懸念を払拭することが期待されていた。 • 表示順位を決定するアルゴリズムの主要なパラメータを特定し、企業へ伝達する必要性から、欧州委は、同規則に規定されたオンラインプラットフォームに対する主要な要請事項に対応するガイドラインを公表した。これらのガイドラインには、法的拘束力がない。一方、EUオンラインプラットフォーム経済オブザーバトリーは、P2B規則のモニタリングの任務を負っている。 |
| 2 | The Digital Markets Act (デジタル市場法) | <ul style="list-style-type: none"> • デジタル市場法 (DMA) 案は、大規模オンラインプラットフォーム (a large online platform) を「ゲートキーパー」として認定するための、狭義の客観的な基準を設ける。「ゲートキーパー」を観念することで、大規模かつ体系的なオンラインプラットフォームに関して、対処すべき問題に注力することが可能となる。EUのデジタル単一市場内でサービスを提供することを「ゲートキーパー」に依存しているビジネスユーザーは、より公平なビジネス環境に参加できる。 • 本規則案は、ゲートキーパーが日常業務において遵守しなければならない「命令事項および禁止事項」を定めている。 • 新しい「ゲートキーパー」規則が、変化の激しいデジタル市場に対応していることを確認するために、欧州委員会は市場調査を行う。 • 制裁金は、全世界の年間総売上高の最大10%であり、1日あたりの平均売上高の最大5%の支払いも規定されている。また、必要に応じて、非経済的問題解消措置が最終手段として取られる可能性もある。この非経済的問題解消措置には、行動的問題解消措置や構造的的問題解消措置 (事業の一部分割など) が含まれる。 |
| 3 | The Digital Service Act (デジタルサービス法) | <ul style="list-style-type: none"> • デジタルサービス法 (DSA) 案は、違法コンテンツの削除および言論の自由を含む、ユーザーの基本権の効果的な保護に係る仕組を改良するものである。 • 同法案は、特にEUの人口の10%以上にリーチする、オンラインプラットフォームに対する公的な監視の強化も含まれている。 |
| 4 | The Digital Decade Communication (デジタルの10年コミュニケーション) | <ul style="list-style-type: none"> • 本提案は、フォン・デア・ライエン委員長による、今後10年間で欧州の「デジタルの10年 (Digital Decade)」とする呼びかけを受けて発表された。同コミュニケーションは、欧州理事会 (European Council) による「デジタル・コンパス (Digital Compass)」の呼びかけに対応しており、2020年2月の欧州データ戦略に基づくものである。 |
| 5 | European Data Strategy (欧州データ戦略) | <ul style="list-style-type: none"> • 欧州データ戦略の目的は、EUをデータ駆動型社会のリーダーにすることである。 • 同戦略の支柱の一つは、2020年11月25日に欧州委が採択したデータガバナンス法案であり、同法案は、産業セクターや加盟国間でのデータ共有を促進するものである。 |

Work stream 1: Online advertising (インターネット広告) ③

政策的 背景

- 現状適用されている以下の規則が、インターネット広告に対する規制のパズル (regulatory puzzle) をより複雑化させている。
 - E-Commerce Directive (ECマース指令)
 - The Unfair Commercial Practices Directive (不公正取引行為指令)
 - The Misleading and Comparative Advertising Directive (誤認惹起・比較広告指令)
 - e-Privacy directive (eプライバシー指令) *

*Cookie規制に特化している指令であり、e-Privacy規則に置き換わる予定である。
- 既存の (又は、新しく提案された) EUの規定が、インターネット広告にどのように適用されるかを説明する単一の情報源はない。これは専門家グループが対応すべき課題の一つである。
- インターネット広告に関する事実：
 - 1) インターネット広告の収入は、他のすべてのメディア市場の収入を合計した額を超えている。
 - 2) インターネット広告の収入は、2020年前半に成長が鈍化したことを除いて、着実に増加している。また、内訳は、デスクトップからモバイルに移行している。
 - 3) インターネット広告のカテゴリ別にみると、検索連動型広告が全体の約半分を占めており、次いでディスプレイ広告、動画広告となる。

Work stream 1: Online advertising (インターネット広告) ④

1) インターネット広告の収入は、他のすべてのメディア市場の収入を合計した額を超えている。

Figure A.1

U.S. Advertising Revenue 2015¹



U.S. Advertising Revenue Projected 2024¹



2) インターネット広告の収入は、2020年前半に成長が鈍化したことを除いて、着実に増加している。また、内訳は、デスクトップからモバイルに移行している。

Figure A.2

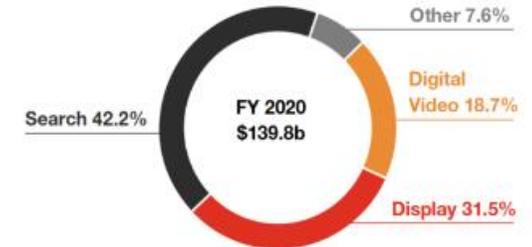
Desktop vs. mobile full-year internet ad revenues (2010-2020)
(\$ billions)



3) インターネット広告のカテゴリ別に見ると、検索連動型広告が全体の約半分を占めており、次いでディスプレイ広告、動画広告となる。

Figure A.3

2020 advertising format by share



2019 vs. 2020 advertising format, by revenue



Work stream 1: Online advertising (インターネット広告) ⑤

政策的 背景

- 業界専門家によると、インターネット広告に重要な変化を与え得る、相互に関連する要素が3つある。
 - 1) 規制当局と広告販売に関連する大規模事業者（例えば、GoogleやApple）の両者によるプライバシーイニシアティブが、ターゲティングの可能性（例えば、消費者のアイデンティティ）やクリック、売上に関する特性を変化させる。
 - 2) 人工知能（AI）が取引の仕組に影響を与え、広告主、パブリッシャー、消費者、広告プラットフォームをつなぐ媒介者の複雑なネットワークを変化させる。
 - 3) スマートTVやウェアラブル等のデバイスが、データ収集と広告配信の双方を変化させる。
- これら3つの要素が連関している例として、以下が挙げられる。
 - スマートデバイスが収集するデータの種類及び所有権は、プライバシールールに依拠している。また、AIアルゴリズムは、収集したデータを価値ある商業的な情報に変換する上で必要不可欠である。
 - 新型コロナウイルスの流行は、人々の移動を制限し、オンライン上で過ごす時間を増加させたため、これらの市場の進化を加速したと考えられる。
- 上記の3つの要素に鑑み、専門家グループの第2回会合で決定した2年間の主要なリサーチクエスチョンは以下。
 - Year 1：より良いデータフロー及びプライバシーとデータの相互作用の理解
 - Year 2：広告ベースのビジネスマodelや社会の代替案

Work stream 1: Online advertising (インターネット広告) ⑥

Year 1: より良いデータフロー及びプライバシーとデータの相互作用の理解

- インターネット広告を取り巻く環境の最新動向を把握する為、初年度は以下 3 つのタスクに注力する。
 - 1) プライバシーとサイバーセキュリティに関する規制当局と事業者による変革 (サードパーティCookieの廃止と代替技術、GoogleやFacebook等の大企業によるデジタル監視) がどのようにデータフローを変化させるのかに着目し、典型的なデータフローを調査する。本調査は、特に関連性が高いとされるデータフローの事例に焦点を当てる。
 - 2) プライバシー規制とAIに係るEUの提案が、AIツールに与える影響に着目しつつ、インターネット広告市場の多様なセグメントに渡るAIの役割をレビューする (例えば、画像・動画の解析、特に顔認識と顔検索機能について)。これは、前述のインターネット広告市場セグメントごとに、どのようにAIが利用されているのかを明らかにするため事例研究を行う。
 - 3) インターネット広告やプライバシーに影響する既存のEU指令、提案やイニシアティブや、GoogleやApple等が開始した関連領域での民間イニシアティブをレビューする。本調査には、少なくともe-Privacy指令以降、過去数十年のEUの主要な政策イニシアティブを含めるべきである。また、米国が実験的に開始している、同意についてのプライバシー規則との比較を含むべきである。

Work stream 1: Online advertising (インターネット広告) ⑦

| # | タスク | 特に調査を行う領域 |
|---|--------------------------|---|
| 1 | 典型的なデータフローの調査 | <ul style="list-style-type: none"> a.特に異なるOSで動作するモバイルデバイス上の検索。従来の検索だけでなく、画像検索（PinterestやGoogle Lens等）、音声検索（rank zero snippet or position zero）も含む b.モバイルアプリ（広告を表示するモバイルアプリや、ユーザーデータを再販売することで、ビジネスを運営している無料モバイルアプリ） c.ソーシャルメディア。とりわけ、Facebookの様な大規模企業によるデジタル監視やデータの再販売に利用される可能性があるインタラクティブコンテンツ（クイズ、投票、ゲーム機能等）を制作するパブリッシャーに焦点を当てる d.コネクテッド・スマートデバイス（スマートTV、ボイスアシスタント、ウェアラブル等）及びスマートセンサー（スマートホームソリューションに基づくもの） e.分散型アプリやブロックチェーンプラットフォームにおけるデータフロー f.B2B間のデータ取引：データブローカーのビジネス。データブローカーが消費者向けサービスから直接収集するデータはどの程度か、消費者の同意を得ることで消費者向けサービスから直接収集するデータはどの程度か、ブローカーはどの程度のデータをB2Bデータ取引を通じて入手するのか、彼らの顧客は誰か。 g.その他：分析が進むにつれて、ウェアラブル、自動車、建設、IoTプラットフォーム、スマートデバイス等の事例も検討予定。また、アトリビューション問題における検証会社の役割にも着目する予定 |
| 2 | 多様なセグメントに渡るAIの役割のレビュー | <ul style="list-style-type: none"> a.検索エンジン b. ソーシャルメディア（特にジオフェンシングに関連して、ユーザーの位置情報に基づき、リアルタイムのターゲティングを可能にする仕組み） c.アドエクスチェンジ d.仲介者（intermediaries）（デジタルマーケティング代理店、DSP、SSP、アトリビューション/ベリフィケーション等） e.アプリ開発者 f.パブリッシャー（特にインタラクティブコンテンツを制作しているパブリッシャーに着目する） g.広告主 h. スマートTVメーカー（場合によっては、ウェアラブル、自動車、ビル・建設、スマートホームなど、他のメーカーも含む 建設、スマートホーム等） i. 規制当局 |
| 3 | 既存のEU指令等及び民間イニシアティブのレビュー | <ul style="list-style-type: none"> a.インターネット広告に影響を与える既存のEUの指令/提案/イニシアティブの一式のアセスメント。DMAとDSAは、メディア市場と小売業者を対象としているが、これらの市場は、明らかに異なる市場である。本レビューは、このような状況を強調していく予定である b.欧州と米国で進行中のインターネット広告に関する主な反トラスト法違反関連の係争のレビュー c.リアルタイム入札（real time bidding）の合法性についての、広告プラットフォームやプレイヤーの違いによる評価 d. GDPRとCCPAの比較、中国での現行の取り組み e.「目的別分類」の評価 f. プライバシーに関する主な民間イニシアティブ（Google、Appleなど）とEU規制の相互作用の評価。AppleのiOS 14.5におけるオプトイン・トラッキング等。GoogleによるCookieを用いたトラッキング廃止計画。AppleのApp Store及び、まもなくGoogle Play Storeに登場するプライバシー関連ツール |

Work stream 1: Online advertising (インターネット広告) ⑧

Year 2 : 広告ベースのビジネスモデルや社会の代替案

- 2年目の専門家グループワークの2つの前提：
 - 第1に、2年目の専門家グループワークの具体的な内容は、1年目のアウトプットを参考にする。
 - 第2に、広告ビジネスモデルの（長所と）短所についてのコンセンサスが得られていないため、「広告ベースのビジネスモデルや社会に対する代替案」について検討することは、限られたデータに基づく極端な発想にならざるを得ないこと。
- 「広告ベースのビジネスモデルや社会に対する代替案」について理解を深めるという観点から見ると、オンライン市場がオフライン市場と大きく異なることは、（オンライン市場では）より多くのサービスが、消費者が金銭的な対価を支払うことなく、他の手段（広告やデータ収集等）を迂回して提供されている点にある。
- オフラインでは、消費者は無料のラジオ、テレビや新聞等の恩恵を受けており、それらは広告で賄われていた。また、オフラインでは、無料サービスがさらに拡大し、消費者は、SNS、メール、地図アプリ、音声動画コミュニケーションサービス等の様々なサービスに無料にアクセスできるようになった。
- オンライン市場のインターネット広告に対する依存度が下がると、提供されるオンラインサービスの範囲（と質）が影響を受けるだけでなく、不平等を生み出す可能性もある。多様なオンラインサービスが有償で提供される可能性があり、すべての個人が、有料のオンラインサービスを利用するための金銭的余裕があるとは限らないからである。そこで、広告やデータ収集の度合いが異なる2つのシナリオを検討する。
 - 1) 広告やデータ収集の緩やかな低下
 - 2) 広告やデータ収集の急激な低下

Work stream 1: Online advertising (インターネット広告) ⑨

1) 広告やデータ収集の緩やかな低下

- 本シナリオに係るスタディは、近年のいくつかの変革の結果の観察に基づいており、予期せぬ発見を得ることもできる。
 - 例えば、Aridor, Che and Salz (2021) は、GDPRにより、オンライン上でトラッキングされる消費者情報の量は減少した（ユーザーのデータ共有に対するオプトアウト率は10.7%）が、残りのユーザーに対する追跡可能性（trackability）は、約8%増加したため、顧客マーケティングを行う企業に対するデータ価値は向上したことを、大規模旅行プラットフォームに係る調査により発見している。
- 本スタディは、プライバシー、より広範にはデータ戦略が、どのようにインターネット広告に影響を与えるかについて、規制当局に提案する土台となる可能性がある。結果的に、規制当局に以下の助言をすることも可能である。
 - a. 規制当局は、プライバシー機能を提示するシンプルかつ標準的な方法を開発すべきである。そしてオンライン企業に、その使用を義務付けるべきである。
 - b. 規制当局は、Reg-Techやオープンデータが、金融市場の規制当局により活用されているように、広告市場のモニタリングの為に、AIを使用すべきである。なぜなら、このような取り組みは、消費者が有料広告やマーケティングを容易に識別できるようにする、又は、虚偽レビューや広告から保護されるという観点から、特に消費者保護に役立つ可能性がある。

2) 広告やデータ収集の急激な低下

- 主張を裏付ける業界データが限定的であるため、より定性的な分析が必要となる。
 - 劇的な変化の一例として、Apple iOS 14.5の「Ask App Not To Track」がある。最近の調査によると、iOS14.5では米国ユーザーの96%が、アプリのトラッキングをオプトアウトしていることが判明している。
- より極端なシナリオとして、ストラクチャー・モデルの策定を通じて、反事実的なシナリオを調査した文献を参考とすることを検討している。
 - 例えば、Alcobendas, Kobayashi and Shum (2021) は、本アプローチを通じて、2023年からChromeのデフォルトとしてサードパーティCookieを廃止するという、Googleが公表している計画の影響について評価しており、この調査によると、Googleの計画は、パブリッシャーの収益を45%、広告主の余剰金を35%減少させると予測している。

どちらのシナリオにおいても、パブリッシャー/広告主の収入が低下することで何が起こるか、が重要な問いである。

○オンラインサービスの大幅な値上げか？ 無料サービスの有料化か

○それとも、パブリッシャーがその損失を補填できる別の方法があるのか

(広告やデータ収集の急激な低下は、本当に実現可能であり、広告ベースの社会に代わる実現可能な代替案があるか)

Work stream 2: Infrastructural Power of Platforms

(プラットフォームのインフラ的支配力) ①

政策的 背景

- プラットフォーム規制に関する政策は①経済面と②社会面の2つの枠組みに集約されている。
- ①経済的シナリオでは、デジタルプラットフォームの台頭は、主に事後の競争政策と事前の経済規制の観点から議論されていることから、「プラットフォームの支配力 (platform power)」は市場支配力 (market power) と同一視される。プラットフォームはデジタル市場へのアクセスを制御するゲートキーパーと言われることから、競争政策の見直し、経済規制の追加、あるいはその両方が解決策として模索されている。デジタル市場法 (DMA) 案に関する最近の提案は、このアプローチに従い、「デジタル分野における競争可能で公正な市場」を確保することを求めている (第1条 (1) DMA)。
- ②社会的シナリオでは、市場支配力を超えて、プラットフォームの支配力の政治的側面を強調している。「プラットフォームの支配力」は、サードパーティコンテンツのコンテンツモデレーター、キュレーター、アンプとしてのデジタルプラットフォームの役割と密接に関連している。この観点から、プラットフォーム規制は、主に、サードパーティのコンテンツ (例えば、ECDにおける条件付債務制度;通信品位法第230条) に対するプラットフォームの責任と、さまざまな種類の違法コンテンツのオンラインでの可用性と配布に対処することによって、安全で予測可能な信頼できるオンライン環境を確保することを目的としたプラットフォームのデューデリジェンス義務に関するものである。この観点は、最近提案されたデジタルサービス法 (DSA) 案にも反映されている。同法は、オンライン仲介業者の条件付き責任免除とデューデリジェンス義務に関する調和ルールの確立を目指している (第1条 (1) DSA)。
- 上記の改革イニシアティブの観点は、新たな「プラットフォーム社会」 (Van Dijck et al.2018) のための規制枠組みの近代化に向けた重要なステップである。しかしながら、上記の政策議論の枠組みはあまりにも狭く、経済と社会の「プラットフォーム化」を完全に反映していないといえる。EUオンラインプラットフォーム経済オブザーバトリーは、報告書 “Uncovering blindspots in the policy debate on platform power” (Busch&Graef et al.2021) の中で、プラットフォームの支配力は単なる市場支配力以上のものである、と強調している。報告書は特に、「大規模なデジタルプラットフォームは、公共交通、医療、教育など、公共政策や社会インフラを考慮する分野に影響力を拡大している」と強調した。この観点から、プラットフォーム規制は、競争、経済規制、安全なオンライン環境の確保だけでなく、インフラ政策の問題ともいえる。

Work stream 2: Infrastructural Power of Platforms

(プラットフォームのインフラ的支配力) ②

政策的 背景

- このような前提に立った上で、プラットフォームの支配力のインフラ的側面を2つのアプローチでさらに掘り下げる。
- デジタルプラットフォームが、一般的（経済的）利益のある社会インフラやサービスへのアクセスをコントロールする重要なプレーヤーになっているかどうかを分析する。（インフラストラクチャのプラットフォーム化（“platformization of infrastructure”））
- デジタルプラットフォーム自体が、一般的（経済的）利益をもたらすサービスの提供者として、インフラとしての役割を果たしているかどうかを考察する。（プラットフォームのインフラ化（“infrastructuralization of platforms”））

研究及 び政策 上の問 い & 手法

- インフラストラクチャの観点からプラットフォームの支配力を分析する最近の研究（Rahman 2018; Plantin et al 2021; Busch 2021など参照）に基づき、以下の問いに焦点を当てる：
 - 一般向けデジタルサービスの領域で、デジタルプラットフォームはどのような役割を果たしているのか。
 - デジタルプラットフォームは、どの程度デジタル社会のインフラとして発展しているのか。
 - 国内及び欧州レベルでこれまで追求されてきた規制戦略は、デジタルプラットフォームのインフラとしての機能や、一般消費者向けのデジタルサービス分野におけるその役割を、どの程度考慮しているか。
 - デジタルプラットフォームのインフラパワーと一般向けデジタルサービスの分野での役割に取り組む上で、各国と欧州の規制は、それぞれどのような役割を果たすことができるか。

Work stream 2: Infrastructural Power of Platforms

(プラットフォームのインフラ的支配力) ③

- 調査は3つのステップから構成される：
- ① **経済的利益をもたらすサービスのプラットフォーム化に関する考察**
一般的な経済的利益をもたらすサービスのプラットフォーム化に焦点を当てる。この観点から、ヘルスケア、教育、都市交通等の特定分野の「プラットフォーム化」がどのようなメカニズムで進行しているかを分析する。特に、これらの分野において、デジタルプラットフォームが「既存のインフラを置き換えるのか、それとも既存のインフラと調和するのか」(Plantin & Punathambekar 2019: 164)を検証していく。例えば、スマートフォンのアプリやウェアラブルは、分散型eHealthインフラの不可欠な一部となりつつある。この発展は、患者へのケアを改善する機会を提供する可能性がある一方で、潜在的なリスクも存在する。「特に、インフラの観点からは、スマートフォンアプリやウェアラブルが、ヘルスケアのアーキテクチャに統合されることは、一般に関心のあるヘルスケアサービスが、スマートフォンやウェアラブルのOSへのアクセスを管理する大規模なデジタルプラットフォームに、ますます依存する可能性があることを意味する。」(Busch & Graef et al. 2021: 12)。これは、公正な競争に関する問題だけでなく、例えば、一般的な経済的利益をもたらすデジタルサービスへの公正かつ手頃なアクセスを、どのように確保するかという公共政策の他の問題も提起している。さらに、インフラサービスのプラットフォーム化は、デジタル主権に、どの程度の悪影響を及ぼしうるかについても検討する。
- ② **プラットフォームサービスのインフラ化を明らかにするマッピング作業**
どの程度、プラットフォームサービスがデジタル社会に不可欠な基盤サービス(例えば、情報、通信、商取引のインフラ)と考えられるか、について考察する。有名な例としては、多数の民間および公共サービスの基盤となる地図作成インフラを提供するGoogle Mapsが挙げられる(McQuire 2019; Busch & Graef et al. 2021: 12)。この観点から、本WSは、特定のプラットフォームサービスの「インフラ化」に焦点を当てマッピング作業を行う。この作業はデジタルプラットフォームを「新しい公益事業」として分析する最近の研究(Rahman 2018などを参照)に基づいて行う。ここで提案されたアプローチは、プラットフォームの支配力の、より多次元的な概念を追及する最近の研究とも関連している(Lianos & Carballa Smichowski 2021)。
- ③ **欧州および各国レベルでの既存の規制枠組みにおける、デジタルプラットフォームのインフラ的役割に関する考察**
欧州および各国レベルにおける既存の規制の枠組みが、デジタルプラットフォームのインフラ的な役割をどの程度まで考慮しているかを調査する。特に、ヘルスケア、教育、交通などの分野におけるセクター固有の規制が、これらセクターのプラットフォーム化の進展によって引き起こされるリスクに、すでに対処しているかを分析する。最後に、プラットフォームのインフラ的役割に対処するために、どのような政策ツールが適しているかを明らかにする。(例：ユニバーサルサービス義務、公平で合理的なアクセス要件)

Work stream 3: Innovation Workshop Series (イノベーションワークショップ)

政策的 背景

- EU域内のイノベーションを促進するため、EUは“innovation union”という構想を打ち出した。
- 本構想の目的は、EUを科学領域でのリーダーとし、イノベーションを阻害するものを取り除くことである。
- 新しい規制は、技術的なイノベーションや、新興プレイヤーの台頭と発展、デジタル領域での手法やソリューションを阻害するものであってはならないという点で、幅広い合意が得られている。
- 同様に、新しい規制は経済成長を高める目的で技術革新に影響を与えるよう試みるべきである。したがって、この幅広い社会的合意を政策決定者の日常生活に、どのように導入するかについて、公開形式での議論が必要である。

研究及 び政策 上の問 い &手法

- 本WSは、DG GROW、CNECT、DEFISにおいて提起された14の産業エコシステムを考慮に入れるべきであり、同時に、以下の問いに対応する可能性がある。
 - プラットフォーム経済において、異なるタイプのイノベーション（持続的イノベーションと破壊的イノベーション）は、どのように起こるのか。セクター間の主な共通点と相違点は何か。
 - プラットフォーム経済に必要とされる主要なイノベーションに係るケイパビリティは何か。
 - EUの、どの政策がプラットフォーム経済におけるイノベーションを刺激しうるか。
 - EUの新たな規制の枠組みは、プラットフォーム経済のイノベーションを刺激するのか。その場合、どのように刺激するのか。
 - プラットフォーム経済におけるイノベーションのケイパビリティと成功要因は何か。
 - ケイパビリティに対する障壁は何か。
 - ケイパビリティを引き出すために、経済規制や競争法の役割があるとすれば、それは何か。
 - EUの法律や規制、特に競争法や近々施行されるデジタル市場法（DMA）案は、どのようにこれらのイノベーションケイパビリティの解放に貢献しうるのか、どのエコシステムが最も重要な役割を担えるのか。

WSの 検討 領域

- ワークショップ 選択肢 1：VCが注目するイノベーション開発 ベンチャーキャピタリストとの議論
- ワークショップ 選択肢 2：プラットフォーム化：イノベーター & アダプター双方を活用した新しいビジネスモデルとは
- ワークショップ 選択肢 3：AR（拡張現実）とメタバース：何が起きるか

Work stream 3: Innovation (イノベーション) ①

政策的 背景

- 本ケーススタディの目的は、農業におけるデジタルプラットフォームの活用がもたらす法的・経済的課題を分析することである。
 - 農業は、2020年に1,770億ユーロの付加価値を創出、これはEU27か国のGDPの1.3%に相当すると推定されている。
 - センサーを基にしたデジタルデータ、IoT技術、ビッグデータ解析を農業へ導入すると、人間による観察と比較して、より精度の高いアプリケーションやソリューションを開発することができる。
 - ビッグデータは、植え付け、播種、深さ、種子の配置、植物病害や機械の診断、耕起、スカウト、種の散布、収穫、そしてマーケティングに関する意思決定を改善するために活用されている。
- 欧州委が指摘しているように、農業のデジタルトランスフォーメーションは以下を促進する。
 - 1) 垂直および水平方向のバリューチェーン全体のコラボレーション
 - 2) 農家や農場管理者の支援
 - 3) イノベティブな中小企業に対する機会付与
- 精度の向上に寄与するデジタル技術は、グリーンディールが推奨する環境に配慮した移行を推進する上でも、大きな機会を提供する。なぜなら、データ共有は、持続可能性を向上させるための重要なポイントであって、農業関連データに機会学習を適用することで、より環境に配慮し、栄養価の高い食品を生産できる可能性がある。
 - 農業におけるデジタルプラットフォームは、イノベーションと品質向上を促進するツールとして既に活用されている。このような活用により、多様なステイクホルダーに対して便益をもたらす可能性がある。
 - 他方、生産者による自由な競争と知的財産権は保護される必要がある。

Work stream 3: Innovation (イノベーション) ②

政策的 背景

- 本スタディの中核となる領域は、農業の川上市場の生産（農場）とし、関係がある場合は、食料品の原産地や品質をトレースするためのデータ活用が進んでいる川下市場の食料供給・流通チェーンも対象とする。また、本スタディは、農業サプライチェーンにおける従来の農業事業者が、デジタルデータにどのように適応するかを調査する。
- サプライヤーに関連するプラットフォーム（農業機械メーカーのJohn Deereや種子生産者のMonsanto）は、ビッグデータ分析から便益を得る仕組みを構築済みである。また、企業間でのデータ共有も進んでいる。農業データのバリューチェーンに参入を試みる非営利の農業協同組合も存在する。
- このような伝統的な農業関連プレイヤー以外にも、新しいデジタル関連プレイヤーが参入している。例えば、gdatahub、DjustConnect、Joindataのようなサプライヤー主導ではないデータ共有プラットフォームが、新しいデータエコシステムの構築を目指している。
- 農業分野のポリシーメーカーにとって重要な問いは、以下の2点である。
 - 1) 農業データやサービス市場において、「市場の失敗」が存在するかどうか。（例えば、競争、情報の非対称性、データの細分化等）
 - 2) これらの便益が、バリューチェーン上のステイクホルダーに対して公正に分配されているかどうか。
- このような側面は、データ法（Data Act）案を補完する調査の対象でもあり、産業データを対象としている。
- データ駆動型の企業よりデータを取得されている農家が、ビッグデータとプラットフォーム化（platformization）により、どの程度の便益を受けるかは不透明である。

Work stream 3: Innovation (イノベーション) ③

政策的 背景

- 実際、多くのデジタルプラットフォーム関連市場で生じている問題が、農業データプラットフォームでも再現されるのではないかという、深刻な懸念も存在する。
 - 1) データの、規模の経済と範囲の経済が、プラットフォーム市場を傾かせる可能性
 - 2) 複数のデータ交換フォーマットや標準化の普及、プラットフォーム間のデータポータビリティやインターオペラビリティの欠如により、農業事業者のスイッチングコストと、データロックインが生じる可能性
 - 3) データの外部性 (data externality) により、農業事業者が、自らのデータとデータ分析により生み出される本来の価値のうち、あまりにも価値の低い部分しか享受できない可能性
- このスタディに係る重要な問いは、データ駆動型農業サービスから得られる効率化による便益と付加価値を、農家と他の農業事業者との間で、どのように分配するかである。農業の視点からだけでなく、社会福祉全般の視点から、本スタディはこの問いを検証する。
- これに関連し、アクセス権 (data access rights) に対するEUの規制環境が進化している為、異なるタイプの農業事業者間での便益の分配が影響を受ける可能性が懸念されている。
 - EU一般データ保護規則 (GDPR) は個人データの保護を目的とする。本規則は古典的な民間企業間の契約によって管理されている、機械生成の農業データ関連は限定的である可能性がある。
 - EUデータガバナンス法 (DGA) 案の一部の条項、特にデータ仲介者 (data intermediaries) は、農業に関連する可能性がある。
 - EUデータ (DA) 法におけるB2B又はB2Gデータ共有に係る規則案は、非常に関連が高く、WS内でも検討される可能性が高い。
 - EUデジタル市場法 (DSA) 案は、大規模プラットフォームにのみ適用され、農業データプラットフォームは、本規則案の規模基準を満たさないと想定される。
 - 欧州共通農業データスペース (Common European Agricultural Data Space : CEADS) の提案は、初期段階にあり、農業に対する影響評価を行うには、さらに具体化される必要がある。そのため、本スタディの対象範囲外とする。

Work stream 3: Innovation (イノベーション) ④

政策的 背景

- 農業データプラットフォーム、クラウドコンピューティングプラットフォーム、SNSやマーケティングプラットフォームにおいて、類似する分析が可能である。
 - クラウドコンピューティングプラットフォームは、直接ネットワーク効果（ナンバードリブン・データドリブンのネットワーク効果）をもつ片側市場と見なすことができる。そのため、当該プラットフォームは、Eコマースマーケットプレイス、アプリストア、OS等の、消費者と利用事業者の間接ネットワーク効果を持つ両面（多面）市場とは異なる。
 - 我々は、農業データプラットフォームには、どのような種類のネットワーク効果が生じているのか、誰がこのようなネットワーク効果から便益を得ているのかを分析する必要がある。
 - データポータビリティとインターオペラビリティの欠如により、スイッチングコストが高く、参入障壁が高いため、過度な市場集中が見られるクラウドコンピューティング市場と、同様の問題が見られるのか。
 - 農業事業者が、データの外部性とデータロックインにより、自らのデータとデータ分析により生み出される本来の価値のうち、あまりにも価値の低い部分しか享受できない可能性があるとしたら、欧州経済の重要なセクターがレベルプレイングフィールドを構築するために、何ができるのか。
 - データアクセスに係るルールや規制を活用して、データ駆動の便益の分配を変化させることができるか。

Work stream 3: Innovation (イノベーション) ⑤

研究及び政策上の問い & 手法

- 本資料は、2つのパートで構成され、それぞれ以下を検討する。
 - パートI：現状分析
 - パートII：主なステークホルダー及び社会全体の便益となる現状改善のための施策
- 両パートに共通して、以下のような問いを検討することが重要である。
 - 1) 農業におけるデジタルプラットフォームの主要なビジネスモデルとは？
 - 2) 農業デジタルプラットフォームにおいて、データがもたらす問題とは何か？
 - 3) AIはデジタルプラットフォームに、どのような影響を与えるのか？
- 併せて、現在の規制環境において、誰が、どのような条件の下で、どのようなデータにアクセス可能か、及び、提案されているデータ政策がどのような影響を及ぼすのかについてを調査を行う。
 - 検討するうえで、データアクセスとデータポータビリティが重要となる。
 - データアクセスとデータポータビリティは、以下の2つの要素に依存する。
 - 1) データが、誰にどのように整理されるのか、
 - 2) デジタルプラットフォーム間のデータポータビリティとインターオペラビリティの基となるデータ標準とフォーマット
 - 最近のデータおよびプラットフォーム政策に関する議論の進展に併せ、これらの問いを競争の観点から検討する。

Work stream 3: Innovation (イノベーション) ⑥

パートI：農業データプラットフォームとデータ囲い込み

- 多様なステイクホルダーに対するガバナンス・ストラクチャーとしてのプラットフォーム（platformization）のビジネスモデル及び農業事業者への影響を理解する。
- ここでは、1）John Deereなどの機械メーカー、2）Monsantoなどの農業インプット生産者、3）農業協同組合を、農業セクターの主要な3つの組織として、区別する。
 - 例えば、最近のバイエルとモンサントの合併に対する欧州委の分析は、本WSの問いを上手く扱っている。
- プラットフォーム化（platformization）のビジネスモデルが、市場への影響やプラットフォームとユーザー間の関係性において、どのような結果をもたらすか、また、このようなユーザーが誰であるかの定義について調査する。また、データ駆動型の分析やトランザクションに焦点を当てた新規参入者についても取り上げる予定である。
- 本研究では、特に農業協同組合における契約条件や、流通チェーンにおける競争問題等に基づき、様々な種のロックイン効果を取り扱う。
 - プラットフォーム間のデータポータビリティとインターオペラビリティの欠如により、農業事業者のスイッチングコストが引き上げられ、データロックインが発生し、結果として、市場の歪みが生じる可能性がある。
 - 例えば、ロックインされた農家は、自己優遇（self-preferencing）の対象となる可能性がある。また、データの外部性により、当初は激しい競争によって農業経営者が利益を得るかどうかは明らかではない。
 - 他方、データポータビリティが唯一の、又は最良の解決策ではないことを認識する必要がある。
 - データポータビリティは、プライマリー市場に悪影響を及ぼし、データ市場の分断を招き、データ集約による正の外部性を減少させる可能性がある。

Work stream 3: Innovation (イノベーション) ⑦

パートII：改善策

- パートIにて現状を説明した上で、農業プラットフォームにおいてレベルプレイングフィールドを構築し、市場の効率性を高めるための施策について法的・経済的な分析を試みる。そのためには、農業事業者と企業のデータに係る権利のバランスを検討する必要がある。
- 農業や企業の私的福利および社会全般の社会的福利の観点から検討をすることになる。
- プラットフォームは、その価値を活用できるようにデータを集約するが、データ提供者が保障され、彼らの利益や私たちの社会の利益を損なうような方法でデータが使用されないよう確認する必要がある。
- 本研究では、これらの提案が、農業データプラットフォームで見られる「市場の失敗」を是正するのに十分であるかどうかを検討する。特に、新しい規制のパッケージやデータ法（Data Act）案に注意を払う必要がある。

Work stream 4: Platform Governance (プラットフォームガバナンス) ①

政策的 背景

- オンライン仲介サービスの公正性・透明性の促進に関するEU2019/1150（P2B規則）、デジタル市場法、デジタルサービス法は、公正・安全で競争可能なデジタル市場を候補にすることを目的としている。
- デジタル市場法は、ゲートキーパー権限を持つ大規模なオンラインプラットフォームによる行動が、これらの市場における競争を制限しないよう担保することを目的としている。いくつかのプラットフォームは、その経済活動を超越して重要であると認識されており、規制は、安全なオンラインでの議論の場を保障し、民主的な議論の原則を維持するために、特定の義務を課すことを目指している。
- これらの規制はすべて、経済的または社会的に有害と考えられる副作用を是正することを目的としている。これらの規制の中には、プラットフォームの意思決定メカニズムを規制するものもあるが、プラットフォームガバナンスメカニズムの特性を実際に考慮しているものはない。しかし、プラットフォームは、技術インフラを通じて調整するパートナーとユーザーのエコシステムと共同で価値を生み出すという点で、企業とは異なる組織である。
- 実際、コーポレートガバナンスの原則は存在するが、プラットフォームに対する法的拘束力のある一般原則は存在しない。これは、プラットフォームが、プロダクト交換、サービス、ソフトウェア、コンテンツ、社会的交流など、非常に異なるユーザーとエコシステムを含む様々な活動を行っているという事実からも説明できる。エンドユーザーが共同プロデューサーと見なされることはほとんどなく、特に契約上の観点から、個人データやプラットフォーム利用データを提供する場合を含めて、エンドユーザーが考慮されることは稀である。これらのガバナンスルールはプラットフォームごとに大きく異なり、プラットフォームの決定に従って変化するが、ユーザーはその決定に対して反対する権利はない。

研究及 び政策 上の問 い &手法

- デジタルの世界では、プラットフォームは経済交流や価値創造のメカニズムにおいて支配的な組織となっている。コーポレートガバナンスの問題は過去30年間にわたり議論されてきたが、プラットフォームガバナンスは、まだ発展途上にあり、政策立案者はユーザーと競争に対するプラットフォームの効果に焦点を当てる傾向がある一方で、ガバナンスメカニズム自体については特に対処していない。
- コーポレートガバナンスは、株主、すなわち企業の経済的、法的所有者の「優位性」を長らく強調してきた。長年にわたり、政策立案者は、企業内の他の関係者（主に取締役、経営陣、経営者）が株主の最善の利益のために行動するよう企業に課してきた。このガバナンスアプローチは、大企業が経済成長の主要な原動力だったときは最もうまく機能したが、水平的でイノベーション主導のプラットフォームの時代にはあまり意味がない。
- プラットフォームは、サイド（Gawer, 2009年）とも呼ばれる2つ以上の異なるターゲットグループ（Tiwana, 2014）でエコシステムを引き付け、調整する必要がある。したがって、適切な設計と適切なガバナンスの概念は、すべての利害関係者とプラットフォームの成功を調整するための鍵となる（Smedlund&Faghankhani, 2015）。
- 効果的なプラットフォームガバナンスの原則では、ユーザーの決定権とプラットフォーム所有者の決定権を支配する、両方の原則を含める必要がある。一般的に、ユーザーの権利は制限されており、文書に形式化されている「契約条件」は、エンドユーザーが常に理解できるとは限らないため、ユーザーの権利は弱くなる。

Work stream 4: Platform Governance (プラットフォームガバナンス) ②

- プラットフォームのガバナンスの範囲には、役割、決定権、組織のオープン性とコントロール、境界リソースとドキュメント、価値の分配、データの権利、所有権 (Schreieck & Alii, 2016) などが含まれる。これらすべての側面において、プラットフォームのガバナンスの設計では、各ステークホルダーの権利と義務を定義する。
- ほとんどの規制は、プラットフォームガバナンスのいずれかの側面に対処しており、全体として、完全かつ首尾一貫してこの問題に取り組むことはなく、しばしば規制が断片的となり、その有効性は今日まで疑問視されている。この断片化している規制において、ユーザーは組織に貢献するものとして見なされ、法に抵触していると解釈される (YouTubeのクリエイターには、報酬ルールはもちろん、コンテンツの削除ルールについて議論する権利が極めて限られている)。ユーザーが組織に貢献していると認められたとしても、彼らのプラットフォーム上での活動や貢献に対する報酬について規定するルールを議論する権利は、存在しないとは言わないまでも、非常に限られている。
- これらの問題の一部は、代替的なガバナンスの枠組みを提供しようとする新世代のプラットフォームにつながっている。この観点から、プラットフォーム協調主義 (platform cooperativism) は、プラットフォーム-ユーザー間の権利のバランスを取り戻すためのガバナンスの枠組みと見なされている。現在のところ、ユーザーが所有するプラットフォームが、重厚な中央集権型プラットフォームの効果的な代替となりうると証明する具体的な証拠はほとんどない。DAO (分散型自律組織) のような技術志向の代替案は、新しい一連の技術 (ブロックチェーン上のスマートコントラクト) に依存して、技術自体に組み込まれたガバナンスメカニズムを設計し、新しいユーザー志向型プラットフォームを提供しようとするものである。これらの新たな代替プラットフォームのガバナンスが、中央集権型プラットフォームのガバナンスに代わる、大規模で信頼できる代替手段として実際に設定されるためには、さらなる理解を必要とする。コンピュータ化されたルールと契約によって特徴付けられるDAOプラットフォームでは、ガバナンス機構は自動化され、コードに埋め込まれており、その実行は特定のデジタルネットワーク (ブロックチェーンとスマートコントラクト) を通じて媒介されるため、設計原理を変更することはほとんど不可能である。
- このWSは、中央集権型プラットフォーム、協同組合型プラットフォーム、デジタル自律型プラットフォームなど、プラットフォームのガバナンス機構の実際の枠組みについて広範なレビューを提供する。この広範な比較分析は、オンラインプラットフォームのバランスの取れたガバナンスの原則を導く法的分析によって補完することができる。これらの分析から、政策立案者のための結論が導き出される。

Work stream 5: Algorithmic Discrimination in Platform Economy

(プラットフォーム経済におけるアルゴリズムによる差別)

政策的 背景

- 欧州連合条約等、EUの各種条約は差別されない権利を定めているため、オンラインプラットフォーム上のコンテンツ適正化における差別的行為の可能性について研究する。デジタルサービス法（DSA）案では同権利への悪影響に対処するためのルールを規定）
- 本研究では、欧州人権条約21条の差別の基準を参照しており、アルゴリズムにおける偏見や設計決定により生み出され、再生産される差別を含む。
- アルゴリズムのシステム分析が重要であるが、同システムは技術的なパフォーマンスに加え、人的介入等の社会的要素も関連するため、差別の発生由来の特定は困難であるが、アルゴリズムの設計と検査、および同システムの利用に関するガバナンスが解決策となりうる。

研究及 び政策 上の問 い &手法

- 本研究では理由にかかわらず、コンテンツ適正化に関する判断を検討する。同判断は、情報の発信や入手の自由に悪影響を及ぼすだけでなく、特定のコミュニティやグループを対象とする場合には差別的にもなりうる。
- 本研究は、以下2つのゴールを設定。
 1. オンラインプラットフォームにおけるコンテンツ適正化の事実と事例の収集（文献調査及び専門家インタビューを実施）
 2. アルゴリズムによる差別のリスクを評価するための最新のツールや想定し得る手法、パラメーターのリスト化と比較 → デジタルサービス法（DSA）案が要求するリスク評価に基づき、アルゴリズムによる差別のリスクに関する証拠やプラットフォームによる同リスクを軽減する手法に関する研究に役立てる。

Work stream 6: Use of platforms technologies (big data and AI) in autocratic countries (独裁国家におけるプラットフォーム技術 (ビッグデータやAI) の利用)

政策的 背景

- 欧米の民主主義国家では、ビッグデータ、データ解析、人工知能（以下まとめて「プラットフォーム技術」と呼ぶ）が、多くの既存産業を破壊し、新たな産業を構築している。
- 他方、プラットフォーム技術により、有権者のマイクロターゲティングや、政治的な言説の発信者の身元秘匿が可能になったため、偽情報の拡散、エコーチェンバー形成、政治的二極化の増大を促し、政治の領域にも影響を及ぼしている。

研究及 び政策 上の問 い &手法

- 技術的に最も進んだ独裁国家である中国の動向を注視する予定であり、研究の指針に係る大きな問いは以下。
 - 中国ではプラットフォーム技術がどのように利用されているか（民主主義国家とは異なるのか）。
 - これらのプラットフォーム技術の利用において、民間企業と比較して、国家はどのような役割を担っているか。
- 具体的には、以下の2点について理解を深めることを目的とする。
 - 1) 国家による民間デジタルプラットフォーム（およびその技術）の規則
 - 誰/どのような政府当局が、どのような規制を設けているのか
 - 誰が執行を監視するのか
 - 主要なルールは何か、規制の背後にある包括的な考え/正当性は何か
 - スーパーアプリ*（super apps）及び、それらを管理する企業の役割とは何か 等
 - 2) 政府機関によるプラットフォーム技術の利用
 - 公的機関や国有企業は、プラットフォーム技術をどのように利用し、市民の監視や法執行の強制を支援するのか
 - 多数の個人情報、を、どのようにリアルタイムに収集し、多様なデータソースを誰が組み合わせ管理するのか等

*スーパーアプリ：ひとつひとつが独立した複数のアプリが、統合されプラットフォームのような役割を果たすアプリの通称。WeChat等（NRI補足）

Work stream 7: oversight and enforcement (監視と法執行)

政策的 背景

- 投資やイノベーションのインセンティブを不当に損なわない、効果的な監督と法執行の在り方について検討が不十分である。
- 規制当局とプラットフォームの間には、情報及び力の非対称性があり、監督と法執行を困難にし、新規立法の効果を低減させうる。
- データサイエンスの手法を活用し、様々な関係主体の協力を強化したり、執行体制を改善したりすることで、十分でない執行リソースを、より効率的に配分し、最大の効果を達成できる。

研究及 び政策 上の問 い &手法

- 現段階で想定される問いは以下。
 1. どのようにして、並行して適用される異なる制度間のシナジーを強化し、法執行における衝突を回避するか
例) プライバシーvs競争
 2. どのようにして、専門性の異なる規制当局の間や、EU当局と各国当局の間で協力する上で、効率的な制度設計や仕組みを作るか
 3. どのようにして、特定の関心領域について、異なる執行方法の長所や短所を比較検討するか
例) 公的執行vs私的執行、罰金vs差し止めvs和解、敵対型プロセスvs参加型プロセス、法的拘束力のある規制vs行動規範
 4. 市場の監視や法執行における行動科学やデータサイエンスの役割の在り方 (現状は、法律や経済の知見が支配的)
例) 技術によるガバナンス、Reg-Techツールの活用

Work stream 8: Contribution to Evaluation of P2B Regulation

(P2B規則の評価への寄与)

政策的 背景

- P2B規則18条では、欧州委は同規則の定期的な評価により、オンラインプラットフォーム経済へ与える影響の監視と、技術や商業の発展に合わせた修正を検討する必要がある。
- 上記評価において広く発展状況を把握するうえで、加盟国や利害関係者の経験を勘案する必要があるため、欧州委は、オンラインプラットフォーム経済観測のための専門家グループ（2018年欧州委決定Cにより設立）の意見や報告書を検討すべきである。

研究及 び政策 上の問 い &手法

- P2B規則の適用開始（2020年7月）からの期間の短さ、パンデミックに伴う制限措置によるプラットフォーム経済の異常な成長という例外的な状況により、同規則の有効性を現時点では完全に評価できない。
- P2B規則の認知度を高めることで、規制の有効性と遵守レベルを強化し、同時に適用されるルール間の重複や矛盾を排除することで法的確実性と予測可能性を確保する必要がある。
- 本調査は以下3つのテーマから構成される。
 1. 零細・中小企業を中心とするオンラインプラットフォーム経済の専門的ユーザに対し、権利に関する一般的な認識を高める手法の開発
 2. P2B規則と他の関連規則との一貫性が、法執行レベルで確保されているかを評価し、規制対象の拡大の是非を検討
 3. P2B規則における自主規制と共同規制の役割を分析し、適切な行動規範の内容や実施状況を評価（P2B規則18条は、欧州委に対し同規則の適切な実施に必要な行動規範の作成を推奨）

The text is framed by two decorative swooshes. The top swoosh is a gradient bar transitioning from blue on the left to red on the right. The bottom swoosh is a solid blue bar.

Share the Next Values!